

計画相談支援拡大に伴う事務変更の概要

平成 29 年 2 月 1 日運用開始の「計画相談支援の拡大に向けた取組み」により、変更となる指定特定（障害児）相談支援事業所事務の概要は以下のとおりとなります。

なお、事業所用マニュアルについては、改訂後、改めて通知します。

1 計画相談支援の新規対応件数の情報共有

指定特定（障害児）相談支援事業所（以下「指定事業所」という。）は、「指定特定（障害児）相談支援事業所 実績報告書」により、計画相談支援の新規対応可能件数（毎月 2 回、第 2・第 4 木曜日）及び契約状況（毎月 1 回、第 4 木曜日）を各区に報告し、各区保健福祉課、委託相談支援事業所及び指定事業所間で情報共有する。全市分については、障がい福祉課がとりまとめのうえ、別途送付する。

なお、指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）第 8 条により、指定特定相談支援事業所は、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないと規定されている。

2 セルフプラン原則不可者の一部拡大

従来からセルフプラン不可の者（平成 28 年 5 月指定事業所用マニュアル P 15 の 4）に加えて、以下の（1）から（5）の者について、セルフプランを原則不可とする。ただし、エンパワメント（自分自身や家族の力で、自ら問題や課題を解決していくこと）の観点から、利用者の意思で希望する場合又は指定事業所が見つからない場合は、これまで同様にセルフプランによる提出を可とする。

運用開始日である平成 29 年 2 月 1 日以前に更新申請勧奨を行っている支給決定者については、なお従前の例によるため、更新者は、平成 29 年 5 月 1 日以降更新者から対象。

- （1）障害支援区分認定が必要な障害福祉サービスを初めて利用する新規申請者（短期入所のみ 7 日/月以内の支給申請者を除く）
- （2）札幌市内の療養介護・施設入所支援の計画相談支援以外の利用者

- (3) 札幌市外の療養介護・施設入所支援・共同生活援助の計画相談支援以外の利用者
- (4) 重度障害者包括支援を新たに利用しようとする者
- (5) 地域相談支援の利用者

(問) 障害福祉サービスの利用をやめた方より、再申請があった際の取扱いは。

(答) セルフプラン原則不可対象の新規申請者とみなす。

(問) 共同生活援助と介護の提供を希望する新規申請の取扱いは。

(答) 障害支援区分認定が必要なため、セルフプラン原則不可対象とする。

3 セルフプラン原則不可者への勧奨等

平成29年2月1日以降のセルフプラン原則不可者へ計画案提出依頼書を送付(交付)する際に、(セルフプラン原則不可者用の「サービス等利用計画案の提出について(新様式)」)を使用し、セルフプラン様式は送付(交付)しない。

4 セルフプラン原則不可者の拡大に伴う実務対応

上記2のセルフプラン原則不可者の拡大により、指定事業者がただちに計画相談支援対応ができない場合、基準省令第8条に規定する「適当な他の指定特定相談事業所の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない」の「その他の必要な措置」の実務対応について、以下の取扱いを導入する。

- (1) 指定事業者は、「計画相談支援候補者」として、セルフプラン作成の補助を行い、当該事業所が提出するセルフプラン(セルフプラン様式の右上に、朱書きで「※計画相談支援予定者 相談支援事業所名：○○○」と記載)については、各区において「当該事業所における計画相談支援候補者のセルフプラン」として受理する。
- (2) 各区は、(1)について従来通りセルフプランで支給決定を行う。
- (3) 障害福祉サービスの支給決定後、指定事業者は次回更新時までの任意の時期に計画相談支援に関する必要書類を作成する。
- (4) 指定事業者は、必要書類作成後、計画相談支援給付費等支給申請の手続きを行う。
- (5) 各区は、サービス等利用計画(案)の内容を確認し、支給決定に必要な書類等の精査を行った後、支給決定済の障害福祉サービス等の終期を確認のうえ、最適な終期を設定し、計画相談支援の廃止(セルフ)・給付決定(計画相談支援)を行い、計画相談支援給付費支給通知書及び受給者証を交付する。
- (6) (5)で行う支給決定の際のモニタリング期間について、切替え時に、更新までの期間が6か月以内の場合があるが、既決定済の障害福祉サービスの

終期を変えないため、モニタリング期間は、通常通りの1・6・12か月とシステム入力し、支給決定する。

(問) (5) の支給決定は、申請日にするのか月初め(1日)とするのか。

(答) 通常の実給決定と同様に申請日で構わない。

(問) 計画相談支援予定者の進行管理は、区が行うのか。

(答) 切替えに関する進行管理は指定事業所の業務であり、区は指定事業所より手続き関係の書類の提出後、切替え事務を行う。

5 セルフプランから計画相談支援への切替えを認める

計画相談支援が真に必要な障がい者(児)にできるだけ計画相談支援が結びつくよう、以下の(1)から(3)について、セルフプラン(計画未作成者を含む)から計画相談支援への切替えを認める。

ご本人に代わり、指定事業所が、セルフプランから計画相談へ切り替えが必要な個別事情について、事前に各区役所(身体・知的・難病:福祉支援係地区担当、精神:保健支援係担当)に確認のうえ、必要な手続きを進めることとする。

(1) 計画相談支援が必要な障がい者(児)の申請で、障害福祉サービスの支給決定を優先するためにセルフプランで申請し、支給決定後に計画相談支援に切り替えを希望する者

(2) 区分認定が4以上で計画相談支援を希望する者

(3) その他区保健福祉部長が認める者

【計画相談支援が必要と認められる者の例示】

- ・変更申請により、サービスの種類、内容又は量に著しい変動がある者
- ・地域相談支援の対象者であるが、地域相談支援を利用しない(できない)者
- ・単身世帯で、自ら障害福祉サービス事業者との連絡調整が困難と認められる者
- ・世帯員全員が、70歳以上の高齢者又は障がい者である世帯
- ・保護者が障害者手帳を所持している児童

6 セルフプラン様式の改訂

厚生労働省からの指摘により、セルフプラン様式の改訂を予定(平成29年4月)しているが、改訂前に更新申請勧奨等のために送付(交付)されたセルフプラン様式は、改訂後も提出を可とする。